

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容	学校の工作物設備の変更命令等	
所 管 部 課 係 名	各学校長 取りまとめ教育総務課総務係	
根 拠 法 令 及 び 条 項	新座市立小、中学校施設設備の学校教育目的以外の使用に関する規程 第4条2項 校長は必要があると認めたときは、使用者の負担において必要な設備をなさしめ又は設備の変更を命ずることができる。	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	処分基準の設定は、当面行わない。 学校施設設備の変更を伴う使用は、当分の間これを許可しない。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）

